

債権譲渡承諾申込書

年 月 日

多賀城市長

殿

譲渡人住所  
(元請負人) 氏名

印

譲受人住所  
(事業協同組合) 氏名

印

元請負人 (以下「甲」という。) が貴市と甲との間で 年 月 日付けで締結した工事請負契約書に基づき、甲が貴市に対して有する下記の工事請負代金債権を (以下「乙」という。) に譲渡することにつき、同契約書第 5 条第 1 項ただし書の規定による承諾を賜りますよう御依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請負人等に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、工事請負契約書第 4 5 条に規定するかし担保責任は、当然のことながら甲に留保されます。

また、債権譲渡の御承諾を受けた場合には、それ以後は、工事請負契約書第 3 5 条に規定する前金払、同契約書第 3 5 条の 2 に規定する中間前金払及び同契約書第 3 8 条に規定する部分払の請求はいたしません。

記

- 1 工事の名称
- 2 工事場所
- 3 契約締結日 年 月 日
- 4 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 債権譲渡額 金 円  
(1) 請負代金額 金 円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)  
- (2) 前払金額 金 円  
- (3) 既部分払金額 金 円  

---

  
(4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額。ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

※ 様式第1号の裏面となる。

## 債 権 譲 渡 承 諾 書

年 月 日

甲（譲渡人） 殿

乙（譲受人） 殿

上記につき、工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議をとどめて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約書第45条の規定による甲の責任が一切軽減されるものではありません。

また、工事請負契約書第35条の規定する前金払、同契約書第35条の2に規定する中間前金払及び同契約書第38条に規定する部分払については、本承諾以後は請求することができないものとします。

### 記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、工事が完成した場合においては、工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とします。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾申込書5(1)及び(4)の金額は変更後の金額とします。

2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署により市長に債権譲渡契約証書の写しを添えた債権譲渡通知書を提出すること。

3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。

5 甲の倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、市は関与しないものであること。

多賀城市長

印

確定日付欄	承諾番号

## 債権譲渡契約証書

譲渡人 (以下「甲」という。)と譲受人 (以下「乙」という。)とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

(譲渡債権)

第1条 甲と多賀城市(以下「丙」という。)との間で 年 月 日付けで締結した工事請負契約(以下「工事請負契約」という。)に基づき、甲が丙に対して、現在有し、及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権(以下「譲渡債権」という。)を 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事の名称

(2) 工事場所

(3) 契約日 年 月 日

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(内訳：前払金額 円、既部分払金額 円)

(7) 債権譲渡額 ((5)-(6)) 金 円

( 年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、工事が完成した場合においては、工事請負契約書第33条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金及び部分払金並びに工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項第5号及び第7号の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。この場合においては、甲は遅滞なく乙に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項に定める場合のほか、工事請負契約に変更が生じた場合は、甲は遅滞なく乙に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

(担保責任)

第2条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するに当たって異議をとどめた事項以外には、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

(禁止事項)

第3条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為をしてはならない。

2 譲渡債権の請求及び受領は、乙がこれを行い、甲は丙に対して直接支払を求めることはできない。

(被担保債権)

第4条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸付債権」という。）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸付債権以外の債権を担保するものではない。

2 甲が、丙との工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還することとする。

(下請負人等の保護)

第5条 乙が丙から受け取る譲渡債権金額から乙の貸付債権を精算の上、甲の倒産による任意整理において、債権者の合意が整ったときは、当該合意に従って乙は、残金の部分を甲に代わって下請負人等に支払うこととする。

(協力義務)

第6条 乙が譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人等への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。

なお、この場合必要となる費用については、甲の負担とする。

(管轄合意)

第7条 本契約に関して争いを生じたときは、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本証書2通を作成し、各自その内容を確認し、記名押印の上、各々その1通を所持する。

年 月 日

甲 譲渡人 住 所  
(元請負人) 氏 名 印

乙 譲受人 住 所  
(事業協同組合) 氏 名 印

## 工 事 履 行 報 告 書

元請負人 住所  
氏名

印

工事の名称				
工事場所				
工 期	年 月 日から		年 月 日まで	
当 初 の 請負代金額		変 更 後 の 請負代金額		
日 付	年 月 日 ( 月分)			
月 別	予定工程 % ( ) に工程変更後	実施工程 %	出来高 (累計) 円	備 考
年 月		差 ( )		
年 月		差 ( )		
年 月		差 ( )		
年 月		差 ( )		
年 月		差 ( )		
年 月		差 ( )		
年 月		差 ( )		
年 月		差 ( )		

年 月 日出来形検査をしたところ、上記出来形に相違ないことを確認しました。

年 月 日

多賀城市長

殿

(事業協同組合) 住所  
氏名

印



支払状況・支払計画書

(事業協同組合)

殿

発注者名

(元請負人)

工事の名称

住所

請負代金額

氏名

印

工事代金支払項目	全所要数量	支払済		支払予定		支払先
		月日	金額(千円)	月旬	金額(千円)	
下請工種又は資材名	全所要金額	月	金額(千円)	月	金額(千円)	名称
1 下請代金						
2 資材代金	千円					所在地
						電話
1 下請代金						名称
2 資材代金	千円					所在地
						電話
1 下請代金						名称
2 資材代金	千円					所在地
						電話
1 下請代金						名称
2 資材代金	千円					所在地
						電話

\* 1 下請代金支払項目欄は、該当する番号に○を付けること。

2 支払予定欄の月旬は、次の区分により記入すること。(上旬：1～10日 中旬：11～20日 下旬：21～月末)

債 権 譲 渡 通 知 書

年 月 日

多賀城市長

殿

譲 渡 人 住所  
(元請負人)

氏名

印

譲 受 人 住所  
(事業協同組合)

氏名

印

年 月 日付けで承諾いただきました、譲渡人が多賀城市に対して有する下記工事請負代金債権について、に譲渡しましたので、譲渡人、譲受人連署の上通知します。

下記工事請負代金について、今後は の下記口座にお振り込みください。

なお、譲渡人は、譲受人に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

〔譲渡債権の表示〕

- 1 工事の名称
- 2 工事場所
- 3 契約締結日
- 4 工 期 年 月 日 から 年 月 日まで
- 5 債権譲渡額 金 円
- (1) 請負代金額 金 円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 既部分払金額 金 円
- (4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額。ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

〔承諾番号〕 \_\_\_\_\_

〔振込口座〕 \_\_\_\_\_

- 1 金融機関名 本(支)店名 \_\_\_\_\_
- 2 預金の種別 口座番号 \_\_\_\_\_  
(フリガナ)
- 3 口座名義人名 \_\_\_\_\_